

占用料減免に係る参照条文

○道路法

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

○青森県道路法施行条例

平成二十四年十二月十四日

青森県条例第七十二号

(占用料の減免)

第十六条 知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる占用物件に係る占用料の全額又は一部を免除することができる。

一 政令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物

二 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で規則で定めるもの

(平二五条例四四・平二六条例三六・一部改正)

○青森県道路法施行細則

平成二十五年三月二十七日

青森県規則第八号

青森県道路法施行細則をここに公布する。

青森県道路法施行細則

(趣旨)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)の施行については、道路法施行法(昭和二十七年法律第百八十一号)、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)、車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年／総理府／建設省／令第三号)、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)、道路構造令施行規則(昭和四十六年建設省令第七号)、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成十三年国土交通省令第百三号)及び青森県道路法施行条例(平成二十四年十二月青森県条例第七十二号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(占用料の減免に係る占用物件)

第十四条 条例第九条第六号に規定する占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で規則で定めるものは、次に掲げる占用物件とする。

一 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱及び電話柱

二 占用物件である電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線

三 公共的団体が設置する有線放送電話柱

四 公共的団体又は電気事業者(卸供給事業者を除く。)若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の電線(認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)

五 電気、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管

六 認定電気通信事業者の設ける電気通信回線設備(認定電気通信事業の用に供するものに限る。)で各戸に引き込むため地下に埋設するもの

七 公共的団体が設ける水管

八 アーケード

九 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので、一店舗一個に限る。)

十 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場

十一 かんがい排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設

十二 カーブミラー

十三 くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件

十四 バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

十五 地先から雨水又は汚水を溝等に排水するに必要な排水管

十六 路肩、法敷又は側溝に設ける道路に通ずるための通路

十七 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用物件

十八 バス停留所標識

十九 駐車場(駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場を除く。)及び道路法施行令第七条第十二号に掲げる器具

二〇 公安委員会の設ける信号機を無償で添加している電柱及び電話柱

二十一 電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に添加されている広告物及び建物、へいその他の道路の区域外にある物件に添加され、かつ、道路の区域内に突出している広告物のうち表裏二面に表示しているもの

二十二 消雪施設

二十三 テレビ難視聴解消用施設

二十四 無電柱化(無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号)第一条に規定する無電柱化をいう。)の推進の観点から地中に設ける電線類及び電線共同溝、キャブ等に設ける電線類並びにこれらと一体不可分である変圧器等の地上機器

二十五 脱炭素化施設等で、政令第十六条の二各号に定める場所に設けられるもの

二十六 道路の附属物である自動車駐車場内に設けられる政令第十六条の四各号に掲げる工作物及び施設

二十七 前各号に掲げるもののほか、道路の占用料を徴収することが著しく不適當であると知事が認めた占用物件

○青森県道路管理要綱

(道路占用料の減免)

第7条 道路占用料の減免については、青森県道路法施行条例(平成24年12月14日青森県条例第72号。以下「条例」という。)第16条及び青森県道路法施行細則第14条(平成25年3月27日青森県規則第8号以下「規則」という。)に定めるところによるものとし、その運用については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第16条第1号から第5号までに掲げる占用物件(第5号に掲げる占用物件のうち路外駐車場を除く。) →→→ 免除する。

(2) 規則第14条第1号から第16号までに掲げる占用物件(第4号に掲げる占用物件のうち、電気事業者及び認定電気通信事業者が設置する電柱及び電話柱にそれぞれ相互に添架する電線を除く。) →→→ 免除する。

(3) 規則第14条第22号及び第23号に掲げる占用物件 →→→ 免除する。

(4) 条例第16条第5号に掲げる路外駐車場 →→→ 条例で定める額の75%を減額する。

(5) 規則第14条第17号から第20号までに掲げる占用物件 →→→ 条例で定める額の50%を減額する。

(6) 規則第14条第21号に掲げる占用物件 →→→ 条例で定める額の30%を減額する。但し、添架広告物のうち、巻き付け広告物についてはさらに50%減額する。

(7) 規則第14条第24号に掲げる占用物件 →→→ ・無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類及びこれらと一体不可分である変圧器等の地上機器については免除する。

・電線共同溝、キャブ等に設ける電線類については条例で定める額の5分の1を減額する。

・電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分である変圧器等の地上機器については条例で定める額の9分の8を減額する。

(8) 規則第14条第25号に掲げる占用物件 →→→ ・太陽光発電設備及び風力発電設備のうち道路管理施設に電力を供給することのみを目的とするものについては免除する。

・上記以外の脱炭素化施設等については条例で定める額の90%を減額する。

(9) 規則第14条第26号に掲げる占用物件 →→→ 条例で定める額の90%を減額する。